

第49回定例会

# 伊方町議会議録

NO. 1

平成29年 6月16日 開会

伊方町議会

第49回伊方町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日	平成29年 6月16日	
招集の場所	伊方庁舎4階議場	
開会（開議）	6月16日 10時00分宣告	
応招議員	1番 高月 芳人 2番 木嶋 英幸 3番 末光 勝幸 4番 竹内 一則 5番 清家慎太郎 7番 菊池 隼人 8番 小泉 和也 9番 中村 敏彦 10番 吉川 保吉 11番 阿部 吉馬 12番 吉谷 友一 13番 菊池 孝平 14番 中村 明和 15番 高岸 助利 16番 山本 吉昭	
不応招議員	なし	
出席議員	応招議員に同じ	
欠席議員	6番 福島 大朝	
本会議に職務のため出席した者の氏名	事務局長 菊池 嘉起 書記 岩村 寿彦 書記 矢野 喜久 書記 松下 洋二	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名	町 長 高門 清彦 副 町 長 濱松 爲俊 教 育 長 河野 達司 監 査 委 員 阿部 一寿 総 務 課 長 鶴久森伸吾 総 合 政 策 課 長 橋本 泰彦 町 民 課 長 中田 克也 保 健 福 祉 課 長 坂本 明仁 建 設 課 長 寺谷 哲也 産 業 課 長 兵頭 達也 瀬 戸 支 所 長 大森 貴浩 三 崎 支 所 長 大野 信幸 上 下 水 道 課 長 小野瀬博幸 会 計 管 理 者 黒田徳太加 教育委員会事務局長 大野 金能 中 央 公 民 館 長 中田 信幸	
町長提出議案の項目	報告第2号 平成28年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書について 報告第3号 平成28年度伊方町一般会計事故繰越し繰越計算書について 議案第55号 伊方町学校給食センター条例の一部を改正する条例制定について 議案第56号 平成29年度伊方町一般会計補正予算（第1号）	
議員提出議案の項目	なし	
委員会提出議案の項目	なし	
その他	なし	
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。 （会議規則第21条）	
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 （会議規則第127条）	
	3番 末光 勝幸 議員	4番 竹内 一則 議員

# 伊方町議会第49回定例会議事日程（第1号）

平成29年 6月16日(金)  
午前10時00分 開 議

## 1 開 会 宣 告

## 1 町長招集挨拶

## 1 議事日程報告

日 程 第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 会期の決定

〃 第 3 諸般の報告「例月現金出納検査結果報告」

〃 第 4 一般質問

〃 第 5 平成28年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書について

(報告第2号)

〃 第 6 平成28年度伊方町一般会計事故繰越し繰越計算書について

(報告第3号)

〃 第 7 伊方町学校給食センター条例の一部を改正する条例制定について

(議案第55号)

〃 第 8 平成29年度伊方町一般会計補正予算(第1号) (議案第56号)

## 1 散 会 宣 告

## 開会宣告（10時00分）

○議長（山本吉昭） おはようございます。

これより伊方町議会第49回定例会を開会いたします。欠席議員は、福島議員の1名であります。定足数に達しております。よって、本会議は成立いたしました。

## 町長招集挨拶

○議長（山本吉昭） 町長招集挨拶

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 皆さん、おはようございます。本日ここに、改選後初めてとなります伊方町議会第49回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席を賜りまして、提案申し上げます案件につきご審議をいただきますことに対し、深く敬意と感謝を申し述べる次第でございます。

また、日頃から町政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、5月3日に開催をいたしました「佐田岬灯台点灯100年祭・第2回はなはな祭り」におきましては、議員の皆様方にもご参加をいただき、誠にありがとうございました。佐田岬灯台が初点灯から100年を迎えた祭りとして、数々の催しなどによりまして、たくさんのご来場をいただきまして、佐田岬半島、そして伊方町をマスコミ等を通じまして県内外にPRをすることができたと思います。今後におきましても「佐田岬灯台点灯100年祭」につきましては、各種イベントを実施いたします。これらのイベントを通じて、たくさんの町民の皆様はもとより、多くの観光客の皆様が「訪れるまち」を目指しまして、今後も積極的に観光振興やまちづくりに取り組んでまいりたいと存じます。また「佐田岬はなはな」につきましては、観光交流拠点施設として、これまで以上に定期的なイベントを開催するなど、行政と地域とが一体となった取り組みを進めてまいりたいと存じます。さらに、施設の指定管理者であります「佐田岬ツーリズム協会」におきましては、国の財政支援が受けられる「地域おこし協力隊制度」を活用し、町が協力隊員の雇用をした上でツーリズム協会へ派遣をし、住所も三崎地区に移しまして、現在、観光振興に取り組んでいるところでございます。この「地域おこし協力隊員制度」につきましては、平成27年9月から「観光振興」としまして、ツーリズム協会への派遣で1名、平成29年1月から「移住・定住」としまして、総合政策課に1名の合計2名を導入いたしているわけでございますけれども、本定例会の補正予算に7名を追加導入する計画の経費を計上いたしております。この内訳につきましては、産業課の事業といたしまして、「農業振興」について、人・農地プランの策定業務など、農業支援策の検討などに3名を、「自然体験学習指導」といたしまして、児童・生徒への自然体験学習指導の実施などに、1名の募集計画といたしております。さらに、教育委員会事務局の事業として、「まちづくり人材育成『公営塾』」につきまして、県立三崎高等学校魅力化事業、

及び公営塾の講師・運営などに3名分を外部専門家招へい事業にあわせまして、予算を計上いたしておるところでございます。これらの「地域おこし協力隊員」の募集はこれからでございますけれども、全部門への有意な人材の配置完了を目指しまして、今後、隊員が伊方町内に住所を移し、それぞれに活動を行い、将来は移住・定住し、さらに起業するという、この「地域おこし協力隊員」の制度を十分に活用できますように進めてまいりたいと存じます。

次に、伊方発電所についてでございます。3号機につきましては、昨年8月に再稼働をいたしまして、現在、大きなトラブルもなく運転を継続いたしておりますが、引き続き安全運転の徹底と適切な情報連絡を求めているところでございます。また、1号機の廃止措置計画に関しましては、現在、原子力規制委員会におきまして、安全性審査が進められておりますが、町といたしましても、計画の妥当性については、議会の皆様のご意見をいただいたうえで、最終的に判断をいたしたいと考えておりますので、今後とも格別のご理解とご協力、並びにご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、今定例会の補正予算につきましては、一般会計のみの提案でございますが、主な事業を申し上げますと、総務費につきましては、瀬戸支所・三崎支所の身のまわり修繕費に、400万円。農林水産業費では、産業振興促進対策事業に1,815万円。中山間直接支払交付金といたしまして7,364万4千円。土木費につきましては、道路等の維持補修に1,957万円。消防費は、消防ポンプ格納庫新築事業に3,679万3千円を計上。さらに、教育費におきましては、三崎公民館解体工事といたしまして4,361万2千円を計上などでございます。以上が、一般会計補正予算の主な概要でございます。

さらに、今定例会に提案をいたします案件でございますが、

- ・ 報告案件が2件
- ・ 条例の改正議案1件
- ・ 平成29年度一般会計補正予算1件
- ・ 工事請負契約の変更に関する議案2件
- ・ 工事請負契約の締結に関する議案1件
- ・ 固定資産評価委員の選任に関する議案3件
- ・ 人権擁護委員の推せんに関する議案1件でございます。

いずれも、町政を進めるうえで非常に重要な案件でございます。会期中よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いを申し上げ招集の挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしく願いをいたします。

### 議事日程報告

○議長（山本吉昭） 議事日程報告を行います。本日の議事日程は、お手許に配布してあるとおりであります。それに従いまして、議事を進めてまいります。

これより、本日の会議を開きます。

## 会議録署名議員

○議長（山本吉昭） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、3番 末光勝幸議員、4番 竹内一則議員を指名いたします。

## 会期の決定

○議長（山本吉昭） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月20日までの5日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、5日間と決定いたしました。

## 諸般の報告

○議長（山本吉昭） 日程第3「諸般の報告」を行います。お手許に配布しておりますとおり、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査結果報告書が出されておりますので、お目通しください。以上で、諸般の報告を終わります。

## 一般質問

○議長（山本吉昭） 日程第4「一般質問」お手許に配布の一般質問通告一覧のとおり、一般質問が出されておりますので、会議規則第61条の規定により一般質問を許します。

受付順により、末光勝幸議員、木嶋英幸議員、高月芳人議員の順にお願いいたします。

まず、末光勝幸議員、一般質問をお願いいたします。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（山本吉昭） 末光勝幸議員

○議員（末光勝幸） この4月から議員の重責を務めさせていただいております末光勝幸でございます。今回が初めての一般質問ですが、町民の生活を守るという観点から今後伊方町をよりよくする一般質問と提言をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。それでは、次の3点について質問をさせていただきます。

最初に固定資産の評価についてでございます。固定資産の評価は3年に一度、次の基準年度は平成30年度となっております。「適正な時価」を課税標準として課税されることになっておりますが、最近の取り引きをみますと、売りたいくても売れない、予測される南海トラフ大地震の影響もあるのか、つまり、かなり低い金額でないと売買が成立しない「適正な時価」は実態として、かなり下落していると思われまます。結果的に、町民は適正でない固定資産税を負担していることになりかねません。

そこで、固定資産を評価する評価員は町の条例によりますと「1人とする」とあります。現在は設置しないで町長がその職務を行うようになっております。近隣の八幡浜市では慣例

で副市長が行い、他の市町村では外部からの評価員と評価補助員を設置する例があるようがございます。今後、評価員を設置する考えはないのか、また、平成 30 年度に「適正な時価」を反映するために、どのように取り組まれるのか所見をお伺いいたします。

加えて、移住定住促進策として、住居を新築した場合、固定資産税の 5 年間免除などの施策をとる市町村も増えてきています。そのような構想はないのかについてもお伺いいたします。

第 2 点で、診療体制での取り組みについてお伺いをいたします。5 月 10 日に、安倍首相が首相官邸において福島第 1 原子力発電所事故で避難指示区域となった南相馬市の市立病院とオンライン診療の模擬体験をしたというニュースがありました。

タブレット端末で医師の診察が受けられ、医師が出向く訪問診療と比べ、より多くの患者の診察を可能とする効果などが期待されます。二名津診療所も実質的に閉鎖されたと聞きますが、地理的に不便なことと医師の確保困難が予想されることから、このような制度やプロジェクトをいち早く導入して展開していくことは、交通手段の不便な当町においては最も望まれる施策だと思いますが、所見をお伺いをいたします。

併せて、傾斜地の多い当地区におきましては、整形外科の病院に通院する方が多く、体も不自由なことから通院に不便を感じておられる方が多いと聞いております。常勤でなくとも、整形外科の医師の確保はできないものかについてもお伺いをいたします。

最後にタブレット議会への移行についてでございます。平成 25 年に、全国で初めて神奈川県の逗子市議会がペーパーレスで議会運営を行うタブレット議会が始まっています。また、今月から西予市におきましても、県内で初のタブレット議会が行われています。議会の効率化もさることながら、年間 150 万円程度の費用が削減される予定でございます。町長も西予市の先行事例に関心を持っておられると聞きます。予算化の伴うことでありますが、印刷や図書の加除費などの将来の費用削減のために、行政側と議会が一緒になって取り組む必要があると思いますが、町長の所見をお伺いをいたします。

○議長（山本吉昭） 只今の末光勝幸議員の一般質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 末光議員のご質問にお答えをさせていただきます。末光議員の専門的な知識に裏付けられたご見識を今後町政の進展に是非発揮していただきますよう、まずご期待を申し上げさせていただきたいというふうに思います。

質問の大綱①は固定資産の評価についてに関するご質問でございます。その 1 点目は、固定資産評価員を設置する考えについてでございます。

伊方町の町税等の課税につきましては、公平、公正な賦課に努めることが町民の皆さま方への責務だと考えております。さて、ご質問の固定資産評価員でございますが、当町の場合伊方町税条例第 76 条第 1 項及び第 2 項の規定にもありますように、固定資産を適正に評価し、かつ、価格の決定ができると認めた場合は、町長がその職務を行うことができるとなっております。

現時点では、固定資産の評価につきましては、専門家であります。不動産鑑定士協会に委託し、公正、公平に固定資産の評価をしておりますので、新たに固定資産評価員を設置することにつきまして、現時点では考えておりませんが、今後、その必要性が生じて判断した場合にはその時点で検討してまいりたいというふうに考えております。

第2点目は、平成30年度に適正な時価を反映するための取り組みについてでございます。

当町におきましては、固定資産の課税の公平、公正性を確保するために、土地の価格形成要因を的確に把握し、適正な土地の鑑定評価を行う必要がございますので、そのために、当町の固定資産の評価方法につきましては、法令に基づき3年に一度、固定資産税、土地でございますけれども、これの評価替えのために公益社団法人「愛媛県不動産鑑定士協会」に委託をし、町内の111地点（伊方で49地点、瀬戸で21地点、三崎で41地点）において鑑定評価を行い、更に、毎年度「標準宅地」28地点（伊方13地点、瀬戸6地点、三崎9地点）の評価の修正を行い、時点修正を行っておるところでございます。

評価につきましては、地方税法の規定により総務大臣が定める「固定資産評価基準」、国土交通省の「不動産鑑定評価基準」により、地価公示価格、県地価調査価格及び、売買実例価格等を基準に評価する方法が採られております。

しかしながら、おっしゃいましたように現実の取引価格は、当事者間の事情等により左右をされ、正常な条件とは認められない特殊な条件のもとに成立しているものもございまして、売買実例価格につきましては、内容を検討し、正常と認められない条件がある場合においては、これを修正をして、正常売買価格を求めその7割を目途として評価を行っております。このような段階を経て、平成30年度の適正な評価を反映してまいりたいと考えております。

なお、愛媛県不動産鑑定士協会が評価の基準としております「不動産鑑定評価基準」及び愛媛県不動産鑑定士協会の統一の見解により、伊方町におきましては「南海トラフ地震の津波予想」に伴う地価への影響として、町内での需要に選択肢がなく、価格の形成要因として、反映はしておりませんが、町内全体としては、地価下落は継続をしておるとのことでございます。

3点目は、移住・定住対策としての住宅新築に対する固定資産税の免除についてでございます。移住・定住促進策といたしまして、固定資産税の5年間免除の施策をとる構想はないか、とのご質問につきましては、税法上、移住・定住促進策としての免除措置がないため、固定資産税の免除はできないということでございますけれども、他の市町村では補助制度を導入をしておるとのことでございます。

なお、本町の「移住・定住対策」の住居の支援制度といたしまして、2つの補助制度がございます。

まず1つ目は、「若者定住促進新築住宅建設補助金」でございます。町が若者の定住促進のために販売をした町の遊休地等を購入し、住宅を新築した場合に、土地購入代金の4分の1



を補助するものでございます。先般、売却入札を実施をした湊浦の町遊休地物件が、この補助対象にあたるところであります。

2つ目は、「移住者住宅改修支援事業補助金」でございます。県外からの移住者が対象でありまして、町・県の空家バンクなどを通じましての購入や賃借をしまして一戸建て住宅の改修費及び、家財道具搬出費用につきまして、上限額などがありますが、3分の2を補助金として支給するものでございます。このような施策を通じて、移住・定住を促進してまいりたいと考えております。以上、大綱1の答弁とさせていただきます。

続きまして、大綱2の診療体制の取り組みについてのご質問でございます。

1点目のオンライン診療、情報通信機器を用いた診療につきましては、議員が申されましたとおり、患者にとりましては、通院にかかる移動時間や待ち時間、交通費などの体力面及び、金銭面の負担を減らせるといった大きなメリットがあり、特に医師不足が深刻な過疎地域では、通院が困難な患者宅に往診をする医師の負担を減らすということで、医療格差の是正などが期待をされているところでございます。

これまで日本では、物理的に対面診療が難しいというケースを除いて遠隔診療は原則禁止と認識をされておりましたが、平成27年8月に出された厚生労働省の通達により、遠隔診療の解釈が改めて明確化をされ、患者側の要請に基づき、患者側の利点を十分に勘案したうえで、直接の対面診療と適切に組み合わせて行われるときは、遠隔診療によっても差し支えないこととされており、直接、対面診療を行ってからではなくても、遠隔診療を行ってもよいとされたことで、遠隔診療サービスを提供する動きが広がっているところでございます。

しかしながら一方でタブレット端末による医師の診察につきましては、タブレット越しでの問診と視診のみでは、各種疾患に対する身体所見であります、聴診や触診が得られず、また最低限必要な血圧や脈拍などのバイタルサインすら満足に得られないということも想定をされ、投薬の調整につきましても、通常問診と視診のみで行うことは困難でございます。

また、看護師がタブレット端末を持って患者宅を訪問し、医師がオンラインで診療するためには、電波の受信状況が悪い地域があることなどから、解決をしなければならない課題も多いと思われまます。

今後、遠隔診療の推進という政府方針等を充分、注視をしながら、町内の診療所の医師、患者さんのご意見等を聞きながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の整形外科の医師の確保についてでございます。現在、瀬戸診療所におきましては、医師の派遣を愛媛県へ申請をして、1名来ていただいております、更にこのうえに整形外科の医師の派遣ということは困難と思われまますが、専門的治療以外の日常的によくみられる腰部脊柱管狭窄症や各種の変形性関節症への外来対応は、局所のトリガーポイント注射、いわゆる、局所麻酔剤や関節内注射、リハビリテーションなど、理学療法士による、整形外科外来と同様程度の対応を行っているところでございます。

整形外科に限らず、眼科・耳鼻科等、月に1・2回でも診療所内で専門医の外来が開設がで

できれば、地域の住民にとっては大変利便性が向上し、診療所の診療レベルも向上すると思われませんが、医師不足のおり派遣する専門医の確保が非常に難しく、受け入れ側の診療所としても、適切な医療設備と人員が必要となってまいります。

以上のことから、町内の診療所におきましては、更に整形外科の医師を確保するということにつきましては、現時点では難しいと思っておりますけれども、少子高齢化の進展等による患者数の減少が進んでいる中で、町民が安心して地域で暮らせるために医療面での支援を行い、多様化する患者のニーズに的確に対応した医療体制を構築し、高齢化社会に対応した地域医療を目指してまいりたいと考えております。そのため、医師の確保には、万全を期してまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、医師の確保につきまして、なにとぞご協力を賜りますよう、この際お願いを申し上げたいと思っております。以上、大綱 2 の答弁とさせていただきます。

続きまして、大綱 3 タブレット議会への移行についてのご質問でございます。議会改革の一環としてのペーパーレス化、タブレット端末利用の先進事例につきましては、先ほど末光議員がおっしゃられたとおりでございます。

また、西予市では、昨年 12 月の定例議会での議員のタブレット端末利用に引き続き、今年の 6 月の定例議会からは、理事者側も電子端末の利用によるペーパーレス化に取り組むものとして、去る 6 月 3 日付の愛媛新聞でも報じられておるところでございます。

議会改革の手法、方向性につきましては、議会内での検討に委ねるべきものであり、私の方から申し上げるべき事項ではないものと考えておりますので、差し控えさせていただきますが、本町での業務効率化の取り組みといたしましては、本年より、役場の各課の枠組みを超えて、職員による伊方町オフィス改革プロジェクトチームを設置をいたしまして、ペーパーレス化をはじめ、効率的な形で、横の連携も図れるような業務の進め方について検討をするように指示をいたしたところでございます。

私といたしましても、末光議員ご指摘のとおり、議会の効率化や経費の削減につきましては、行政側と議会側が共に取り組んでいくべき事項と考えておりますので、議員各位のご協力をお願いを申し上げ、大綱③のタブレット議会への移行についての質問に対する答弁とさせていただきます。

以上で、末光議員の一般質問に対する私の答弁とさせていただきます。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再質問を許します。なお、再質問の回数は会議規則第 55 条を引用し、1 つの大綱につき 2 回以内と定めます。末光議員、大綱 1 の再質問はありますか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（山本吉昭） 末光勝幸議員

○議員（末光勝幸） 大綱 1 の質問に対して、再度質問をさせていただきます。・・・上の移住・定住促進等の免除措置はないということでございますけれども、町長が申されたように他の

市町村の例で、定住・移住促進策として、5年間の固定資産税相当額を交付するなどの例は、数多く見受けられるところでございます。固定資産税の優遇を含め、引き続き定住・移住のための施策を増やしていくよう要望をいたします。以上です。

○議長（山本吉昭） 只今、末光勝幸議員の再質問に対する理事者側の答弁を求めます。

○総合政策課長（橋本泰彦） 議長

○議長（山本吉昭） 総合政策課長

○総合政策課長（橋本泰彦） 失礼します。移住・定住に関しましては、総合政策課が担当であります。県内におきましても、本年度から大洲市などが移住・定住の支援制度を導入して開始しております。このような他の市町の制度などを調べまして今後どのようなことができるか参考としていきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再々質問を許します。再々質問ありませんか。

○議員（末光勝幸） ありません。ありがとうございました。

○議長（山本吉昭） 以上で末光勝幸議員の大綱1を閉じます。末光勝幸議員、大綱2の再質問はありませんか。

○議員（末光勝幸） ありません。

○議長（山本吉昭） 以上で末光勝幸議員の大綱2を閉じます。末光勝幸議員、大綱3の再質問はありませんか。

○議員（末光勝幸） ありません。

○議長（山本吉昭） 以上で末光勝幸議員の一般質問を終わります。

続いて、木嶋英幸議員一般質問をお願いいたします。

○議員（木嶋英幸） この度の町議会選挙で初めて当選させていただいた木嶋と申します。何分、今回が初めて尽くしで分からないことも沢山あるのでこれから勉強しながら少しでも町民の皆さんのお役に立てるよう。そして皆さんの手足となって汗のかける議員として頑張っていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

まず最初に、大綱1 ツーリズム協会の今後の方針について質問いたします。協会が発足して10年以上が経過しましたが、未だに、はっきりとした立ち位置が見えていないように思ひます。設立当初は観光協会も吸収し、伊方町の情報発信窓口として機能する予定だったと思ひます。ところが、自立という目標設定が立てられて本来の機能から逸脱しているように思ひます。というのも観光協会という組織は利益を生まない。また生めない所であります。旅館などそれに携わる方たちのお手伝いをしたりすることが一番の業務ではないかと思ひます。

三崎地区に「はなはな」という伊方町交流拠点ができ、その一角に事務所が開設されたことが大変良かったと思ひます。フェリー利用客や観光客にかなり利用していただき、伊方町内では最も適した場所かと思われます。

しかし、現状は物産販売所の指定管理を受けたりしながら、物売り業が最優先の組織になっております。それというのにも利益を出して独立せねばという目標に向かって職員が一生懸命頑張っているその歪みではないでしょうか。数字に表れないのが当たり前で決算書を出しても評価されないという現状、職員には、かなりのプレッシャーがかかっていると思われます。時代の流れに逆行しているかもしれませんが、物販と観光協会を分離し、職員の意識を

高める施策などは考えられないか、他の事例なども調べていただき、検討してみてください。

それに関連して建物内部の利用方法について再考すべきではないかと思います。今の現状を調査し、有効利用ができていないか検討してください。食事するところがない、物産スペースが狭い、女性トイレが2つしかないなどかなりの苦情が出ております。町の玄関と言ってもいいところに建物内で一番広く場所をとっている調理場があります。この調理場内に改善グループの所有物があるようでもあります。新しく三崎町に集会所もでき、そちらに移動していただいて、町民誰でもが広く利用でき、稼働率の高いスペースとして、利用できないか検討して欲しいと思います。また、壁などを取っ払って、食堂などの併設は考えられないか。助成事業との関連を調べていただきながら、可能性を探ってみて欲しいと思います。そうすることで、先ほど言ったような利益も生む工夫が考えられるように思います。そろそろ町として指針をはっきり出して指導なり、助成なりをやって欲しいと思いますが、町長としての今後のお考えをお聞かせください。

大綱2について、ご質問します。役場人事の配置について、三町合併後、瀬戸・三崎の支所を総合支所としてスタートしたように思いますが、現時点で部屋が一つになり人員もかなり削減されております。

住民サービスの観点から、十分に行き届かないように思われますがいかがなものでしょうか。

時代の流れかもしれませんが、本庁に集約してしまうと離れた地域の方々に向けてのフォローが疎かになったり後回しになったりするような気がします。

役場は町内において最も大きな職場だと認識しております。雇用促進や若者定住の為にも採用枠を広げてでも見直しをする考えはないかお尋ねします。今行なっている古民家の再生利用などを町内で古民家を利用して、住んでいただくことを条件としてでも採用枠を増やしていただけないでしょうか。

また、体育大学出身の私が最も得意とする分野ではありますが、今年度最も大きな行事と言ってもよい国体があり、当町もバレーボール一般女子の会場になっております。全国から訪れる人達に来て良かったと言ってもらえるような受け入れをするためにも、人材教育など、必要なことを行い、そのうえ人数を増やしてでも後悔をしないようにして欲しい。国体が終わるまでもせめて臨時職員を雇うなり配置転換を考えてみる必要があると思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

一過性に終わらないように配慮もお願いします。以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（山本吉昭） 只今の木嶋英幸議員の一般質問に対する理事者側の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 木嶋議員のご質問にお答えをいたします。木嶋議員には、教育委員としてのご経験や幅広い人脈を活かして、町政の進展にご尽力賜りますようお願いを申し上げます。

まず、大綱①につきましては、ツーリズム協会の今後の方針についてに関する質問でござ

いますが、佐田岬ツーリズム協会は、平成 18 年度に設立をされ、元気で活力のある地域の創造と豊かで多様な社会づくりへの貢献、そして佐田岬の活性化等を目的に、SNS を活用した観光情報の発信や観光誘客プログラムの立案・実施等を通じて、伊方町の情報発信の窓口としての業務を行っているところでございます。

また、平成 27 年度からは、観光交流拠点施設「佐田岬はなはな」の指定管理者として、施設の管理の他、物品等の販売業務、観光イベントの計画・実施にも携わっております。

今年度からは、町から職員 1 名を派遣し、灯台 100 年記念事業の実施の他、ツーリズム協会の今後の方向性の決定、「佐田岬はなはな」への意見・要望の取りまとめと利用計画の策定を主たる業務として行っており、派遣期間は、本年度 1 年間を予定をしております。

さて、「佐田岬ツーリズム協会の今後の方針」についてでございますが、これまでに、町といたしましては、運営のための補助金の支給、観光情報発信業務の委託あるいはマンパワー不足を補うための地域おこし協力隊の派遣等の支援を行っております。

議員、ご指摘のとおり、伊方町の情報発信の窓口として、観光振興に携わる方々の支援をすることが最も優先をされる業務であると認識をいたしており、加えてまして、この目的を達成するために必要な事業としてその他の業務にも取り組んできたと考えております。この辺のところは少し目的が曖昧になってきている部分ではないかなというふうに思っております。また、佐田岬ツーリズム協会が、伊方町の観光振興において、重要な役割を担っていかなければならない組織であることには間違いのないものと考えております。

このようなことから、今後の在り方につきましては、まず、ツーリズム協会自身において、現状をよく分析をし、内部で十分に協議をしたうえで、現在行っておる事業や新たな事業も含め、どのように展開をしていくか関係者との協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、「佐田岬はなはなの有効な利用方法」の検討でございますが、平成 26 年度に観光交流拠点施設「佐田岬はなはな」が完成をいたしまして、平成 27 年度から供用開始をいたしました。当初の年間 4 万人の利用者予想に対しまして、初年度の平成 27 年度には約 14 万 7 千人、平成 28 年度には、約 15 万 5 千人の実績となっております。

供用開始からの 2 年間におきまして、町民の方々、あるいは施設の利用者の方々から、それぞれの立場で貴重なご意見をいただく一方で、こんなものがあつたらいいなというふうな要望も含めて、様々なご意見やご要望の声があることから、地域の皆様の総意として、必要なもの、実現可能なものへと集約をしていかなければならない状況であり、対応を急がなければならぬと認識をいたしております。

そこで、昨年度まで、指定管理者が中心となって実施をするようお願いをしておりました意見集約の作業の進行を加速させるために、今年度から先ほど申しあげましたツーリズム協会へと派遣をしております職員の主たる業務の一つとして、連携をして取り組んでいるところでございます。

今後の展開といたしましては、現在、ツーリズム協会の会員や地元の各種団体、観光客等

施設利用者のご意見やご要望等を聴取するためのアンケートを配布する段階となっております。今後、回収させていただきご意見・ご要望等の集約を図りまして、これを基に協議・検討をして、今年度中に基本計画を作成できるようスピード感を持って速やかに進めてまいりたいと考えております。「佐田岬はなはな」を、点灯 100 年目の佐田岬灯台を訪れる方々の拠点施設として PR するとともに、更なる施設の魅力向上及び集客力の向上を図れますように、早急に対応をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、大綱 1 の答弁とさせていただきます。

続きまして、大綱 2「役場人事の配置について」のご質問にお答えをいたします。まず 1 点目は、「瀬戸・三崎支所の室及び人員の削減による、住民サービスの低下、及び採用枠を広げる見直し」についてでございます。

議員の言われますとおり、平成 17 年の合併時には総合支所としてスタートいたしまして、30 名の職員が配置をされておりましたが、平成 28 年度から総合支所を支所に改め、従来の地域振興室の業務の一部や工事関係について本庁の担当課が一元管理をすることで、地域住民室の 1 室体制となり、現在は 7 名となっております。

これは、合併時の正職員の総数 279 名に対し、現在は 193 名と 86 名、30%以上減少をした状況の中で、簡素で柔軟、そして効率的な組織・機構の見直しに取り組んできた結果でございます。私が就任して以降の組織・機構の見直しにつきましては、平成 29 年度、産業全体が成長するまちづくりの推進のため、産業振興分野を独立をさせました。

また今年度に入り、町の内部組織でございます行政事務改善委員会に更なる組織・機構の見直しについて検討するよう指示をいたしているところでございます。

さらに、伊方町定員適正化計画における平成 32 年度の数値目標は 199 名であります、4 年前倒し平成 28 年度すでに達成をいたしております。

そこで、多様化する町民ニーズに応えるために、臨時職員を含めた職員総数は減少をさせないことといたしまして、平成 29 年度採用からは、再任用の期間満了、定年退職者のうち再任用を希望しない職員数について、新規に採用をするということにいたしております。

さらに平成 30 年度の採用、本年度募集分からは、新たに民間企業等の経験枠を設け、採用枠を広げることといたしております。

いずれにいたしましても、瀬戸、三崎地域の社会資本整備の効率化、機動化は非常に重要な事と考えております。

本定例会で上程をいたしております一般会計の補正予算において、各支所、200 万円の身のまわり修繕費も計上いたしておりますし、現在の方法等につきましても検証をし、改善すべきところは改善し、課題を克服してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

2 点目は、「国体推進室の体制強化について」でございますが、国体推進室の体制といたしましては、私が就任した後に現状を把握し、まず、教育部局内での連携を強化をさせると

ともに、本年度の異動によりまして、就任時に3名でございました職員を、4名の職員配置と兼務1名、合計5名の体制とするとともに、各課連携のもとで運営に関わります準備をしっかりと行うように指示をいたしております。

議員が申されまるとおり、本大会は全国各地から選手・関係者及びご観覧されます方々が多数訪れることから、町では訪れた皆様方に伊方町の対応はすばらしかった、ぜひもう一度訪れてみたいと言われるような大会になりますように全力で取り組む覚悟でございます。

そのためには、事務局側はもちろんのこと、大会に携わります、1日140人の体制を強いておりますが、この実施本部の競技会係員・補助員の一人一人がお迎えをするという気持ちを大切に持ち、この大会の運営にあたるのが一番大事なことであると思っております。

このようなことから、現体制の中でしっかりと成年女子バレーボール競技の大会を成功させてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

以上で、木嶋議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再質問を許します。なお、再質問の回数は、会議規則第55条を引用し、1つの大綱につき2回以内と定めます。木嶋英幸議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（木嶋英幸） はい

○議長（山本吉昭） 木嶋英幸議員

○議員（木嶋英幸） 再質問と言えるかどうか分かりませんが、前向きな答弁ありがとうございました。先ほど、町長からもあったようにスピーディーな対応をよろしく願います。質問ではないんですが、よろしく願います。

○議長（山本吉昭） 答弁よろしいですか。

○議員（木嶋英幸） はい。

○議長（山本吉昭） 以上で、木嶋英幸議員の大綱1を閉じます。木嶋英幸議員、大綱2の再質問はありませんか。

○議員（木嶋英幸） ありません。

○議長（山本吉昭） 以上で、木嶋英幸議員の一般質問を終わります。

続いて、高月芳人議員一般質問をお願いいたします。

○議員（高月芳人） 議長

○議長（山本吉昭） 高月芳人議員

○議員（高月芳人） 失礼をいたします。先の町議会議員選挙において、初当選をさせていただきました川永田出身の高月芳人でございます。お見かけどおりの若輩ではございますが、どうかよろしく申し上げたいと存じます。そして、この度は、一般質問の機会を設けていただき、誠にありがとうございます。はじめての経験で大変緊張しておりますが、頑張って質問してまいりたいと思っておりますので、理事者の前向きで誠意あるご答弁をお願いいたします。

さて、地方自治にとって、今最大の課題は、人口減少時代への対応と地方創生にあると思っております。これまでも地方の過疎化が最大の悩みでありましたが、今現在直面している人口減少問題は、より構造的で極めて深刻になっており、このままでは過疎に一層の拍車が

かかり、地域社会の維持が困難になるのではないかと危惧をしているところでございます。この問題についての対応策については、様々な考え方がありますが、私としましては、今回地域産業の振興、観光まちづくりによる地域振興そして明るく健康的で活気あるまちづくりの元となるスポーツ振興この3つの振興策について、お伺いしたと思いますので、よろしくお願いたします。

まず、本町の基幹産業として、農業・漁業等がございしますが、漁業につきましては本職の先輩方にお任せして、農業問題に絞って質問をいたします。本町の農業対策については、過去、現在を問わず、近隣市町もうらやむほどの手厚い支援政策をおとりいただいております。おかげで柑橘産業もようやく需給バランスもとれ、高値安定市況が望めるようになり、農家の生産意欲も徐々に回復をし、本町農業にもかすかな光が見えてきました。改めて町行政のご支援に対して心から感謝を申し上げたいと存じます。ただ、本町農業もご多分にもれず、人口減少のあおりの中で、まさに数多くの課題を抱えております。今ここで対応を誤れば、農業、農村の更なる疲弊、過疎化が進行するのではないかと心配をしているところです。もちろん農家の自助努力、農協組織の頑張りが不可欠ですが、人口減少に歯止めがかからない流れの中では、どうしても行政の支援、手助けが必要ではないかと思っております。

そこで質問いたします。本町農業の就農構造の中で、30歳未満の農業就業人口が全体の2%程度しかいない事実、65歳以上が60%以上を占める現実の中で、後継者の育成、担い手対策をどう進めていくのか、また、農地の流動化対策等で若干の歯止めはかかっているものの、耕作放棄地増加対策と優良園地の保全対策をどうしていくのか、そして全国で約200億円、愛媛県でも約20億円の被害があるとされ、本町でも生産意欲を喪失しかねない被害が出ている鳥獣害対策をどうするのか、さらには農繁期における労働力不足が顕著となる中での農作業支援対策、労働力受入体制をどう進めていくのか、いずれも本町農業の存亡にかかわる問題ばかりです。即効薬はないと思いますが、若い農業者が夢と希望と誇りをもてる農業の実現へ向けた、これら諸問題に対する本町の具体的な対応策について、理事者の積極的で前向きなご答弁をお願いいたします。

次に、観光まちづくり施策についてお伺いいたします。これまで、本町におけるまちづくりについては、官民それぞれ様々な取り組みがなされてきたと思いますが、なかなか軌道に乗らず、本格化していないというのが現状だと感じております。

その理由として、地域住民誰もが腑に落ち、誰もが胸を張って自慢でき、語れるような地域固有の魅力ある“地域イメージ”が打ち出せていない、すなわち“地域ブランド”が確立できていないということがあげられるのではないのでしょうか。

地域ブランドを構築するには、地域の歴史・文化はもとより、自然環境や景観、産業や人々の暮らしなどから地域固有のまちづくりの価値観を導き出し、地域独自のアイデンティティの確立が必要不可欠と考えます。それが、地域への誇りや愛着を生み、誰もが自慢できるまち、住みたいまちへと導いていくこととなり、そういったまちに人々は訪れたいくなるのではないのでしょうか。

現在、本町におきましては「しあわせ」をテーマとしたまちづくりに取り組んでおり、様々な事業が立ち上がってはいますが、いまいち地域に浸透しておらず、盛り上がりにかけてい



るような印象がございます。もしそれが先ほど述べたようなことに起因するのであれば、一度立ち止まって、まちづくりにおいて最も重要で、核心ともいえる“地域ブランド”の部分について、見直し・再検討することも必要だと思いますし、一度白紙にもどし、地域住民、行政、専門家を交え、しっかり議論を深めた中で、独自の明確な“地域イメージ”を新たに打ち出していくことも一つの方法だと考えます。このような考え方も考慮いただき、本町の観光まちづくり施策における今後の展開について、現状を踏まえながらお聞かせいただきたいと思います。

最後に、活力あるまちづくり、地方創生をはかる中でのスポーツ振興の位置づけについて伺いたいと思います。今年はえひめ国体の開催、3年後には東京オリンピック・パラリンピックの開催が控えており、日を迫うごとにスポーツを楽しむ機運が高まりつつあります。特に本県、中村知事はえひめ国体をスポーツ立県の起爆剤にしたい、そしてこの大会で約70万人の交流人口が発生することを地域を売り込むビッグチャンスと捉え、温かいおもてなしで愛媛ファンを増やしていくと躍起になっておられます。本町でも、国体競技の中でももっと人気のある成年女子バレーボールの開催が決定されております。教育委員会には国体推進室が設置されるなど、受入体制には万全を期されていることと思いますが、全国に伊方町を売り込む絶好のチャンスと捉え、ぬかりのない準備・運営と地域の魅力が最大に活かされたおもてなしをお願いしたいと思います。

さて、スポーツは町民の健康な身体と心、町全体に明るさや元気、活力を与えてくれるなど、数多くの付加価値を生んでくれます。このように本当に素晴らしい力をもつスポーツをまちづくりの中でどう位置付けるのか、まずは町長のご所見を伺いたいと存じます。

また本町は、スポーツセンターや町民グラウンドなど、スポーツ施設においても非常に優れた環境が整っているといえます。今後、その施設をいかに有効、かつ適切に利用し、さらなるスポーツ振興と明るく活力あるまちづくりに結び付けるかにかかっています。それにはまず第一に、体育振興組織の再編、強化が必要になると考えます。もちろん、既存の組織もそれなりに素晴らしい働きをされていますが、現在のように多種・多様化、高度化されているスポーツ分野に対応し、さらなる振興を図っていくためには、既存の組織体制では限界があり、もう少し行政や地元企業等に関与、サポートいただけるような強力な組織体制に再編すべきだと思いますが、お考えをお伺いしたいと思います。

そして、施設や組織が整備されれば、次は競技力の向上や、対外的な試合での結果が求められます。つまりは、指導体制の問題になりますが、スポーツは指導者次第で結果が大きく左右されることは言うまでもありませんが、指導体制が整い、良い結果が出せるようになれば、スポーツを通じて本町を大いにPRすることも期待できますので、役場内に専属の部署と専属の指導員の配置ができないかお考えをお伺いしたいと存じます。

何れにしましても、物から心の時代になったとは言われながらも、先立つものは財源でございます。財政的に若干余力があると見られる現在、スポーツ振興基金制度の創設、あるいはその他の措置ができないか、併せてご所見を伺いたいと存じます。

以上、私の一般質問とさせていただきます。

○議長（山本吉昭） 只今の高月芳人議員の一般質問に対する。理事者側の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 高月議員のご質問にお答えをいたします。高月議員の若さと情熱そして行動力で大いに町政に新風を吹き込んでいただきますようにご期待をまず申し上げたいというふうに思います。

大綱 1 は、農業振興施策についてに関する質問でございますが、当町の基幹産業といえる農業、柑橘産業の昨年の生産・販売の状況につきましては、若干明るい兆しが見えているようではございますけれども、議員ご指摘のような重要な課題があることにかわりはございません。その課題に対しまして、町として、現在までの実施施策並びに、これからの取り組む施策について答弁をさせていただきます。

まず、1 点目の後継者の育成、担い手対策についてでございます。新規就農者の支援対策といたしましては、平成 24 年度から国の青年就農給付金が事業化をされ、本町でも、平成 29 年 4 月現在 10 名が給付対象として就農しておられます。

これ以外にも、平成 23 年度から町の単独事業として、漁業者も含めた新規就業者支援対策事業の取り組みをいたしまして、現在までに、農業者 8 名、漁業者 3 名の計 11 名の支援を行っております。また、この他の取り組みについてでございますけれども、I ターンによる就農者確保に向けて、平成 26 年度からの J A と関係市町が連携をした西宇和みかん支援隊による取り組みのなかで、「新・農業人フェア」という都市部における募集活動に参加をいたしております。

その応募者の受け入れ体制の整備として、今年度から新規就業者支援対策事業を拡充をし「体験」、「研修」、「就農」のそれぞれの段階に応じた補助金を創設をいたしております。

さらには、J A が行う就業準備研修のための圃場管理や整備等を行う「えひめ次世代ファーマーサポート事業」につきましても補正予算を計上いたしておるところでございます。

しかしながら、このような I ターン就農者に対する支援を行いましても、なかなか伊方町を選択してもらえないという現状があることも事実でございます。

そこで、今回、提案をいたしておりますのが、農業振興に特化した「地域おこし協力隊」の採用でございます。

この事業は、I ターン就農希望者にとって、初期の生活の安定が、最大の課題であることから、まず、地域おこし協力隊として、各種の農業政策や 6 次産業化の推進、有害鳥獣対策そして新規就農の情報発信等の実務を行いながら、技術の習得を行ってまいります。

そして、集落に入り、自らの目指す就農準備を行って、将来の円滑な定住、就農へとつなげていくものでございます。

これにつきましても、3 名分を補正予算を計上をいたしておるところでございます。このように、新たな取り組みも含めまして、「後継者の育成、担い手対策」を推進してまいりたいと考えております。

次に、2 点目の耕作放棄地の増加対策と優良農地の保全対策についてでございます。平成 12 年度からの「中山間地域等直接支払制度」や、平成 19 年度からの「多面的機能支払制度」の実施によりまして、高齢農業者が 1 年でも長く農業経営を継続し、また、集団で優良農地

を守っていくという体制づくりは進んでいるものと考えております。

また、担い手への農地利用の集約や耕作放棄地の発生の防止・解消へ向けて、JAや農業委員会と連携をした取り組みも、ぜひこれは強化する必要があると考えております。そして、この他にも、農業機械や資材等に係る農業者の負担軽減を図り、農業経営の継続を支援するための各種補助事業に取り組んでいるところでございます。今後とも、これらの事業に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

いずれにいたしても、耕作放棄地の対策と優良農地の保全対策は、1点目の後継者の育成、担い手確保対策と密接に関連をしているものでございますので、あらゆる対策を講じて取り組んでまいりたいと存じます。

次に3点目の鳥獣害対策についてでございます。特にイノシシの被害が大きな問題でありますことは、ご案内のとおりでございます。平成28年度は、町内で632頭のイノシシが捕獲されております。平成27年度の719頭に比べると減少をしてはおりますが、個体数が減少したとか被害が減少したというわけではないと認識をいたしております。これに対しましては、従来から「捕獲と防御」の両面での対策を推進をいたしております。

まず、捕獲につきましては、伊方町有害鳥獣連絡会を通じて、猟友会の方々の協力で駆除を実施をいたしており、捕獲に要するドックナビや箱わな、くくりわなの購入につきましても支援を行っているところでございます。

また、この猟友会の会員につきましても高齢化が進んでいる状況でありまして、捕獲者の確保が重要な課題となっておりますことから、今回の補正予算で、狩猟免許の取得や更新等に伴う経費の補助につきまして計上をいたしております。

また、防御につきましても、国・県の補助事業を活用し鉄筋柵や電気柵の設置を支援しておりまして、今後とも継続を実施していく予定でございます。

議員、ご指摘のとおり、現在のところ鳥獣害対策の即効薬は見当たらないというのが現実ではございますが、被害軽減のために、あらゆる方策を検討してまいりたいと存じます。

次に4点目の農作業支援対策、労働力の受入体制についてでございます。これまで、JAが実施をいたしております農作業支援事業の他、町としても学生が農作業体験を行う大学との連携事業を実施しておりますが、この他の事業といたしまして、今年の1月と3月に県の事業として三崎地区で実施をした「ワーキングホリデー事業」がございます。この事業は、都市部の若者などが一定期間地方に滞在し、働きながら地域住民との交流などを通して田舎暮らしを学ぶとともに農作業支援の一翼を担うものでございます。この事業に対しまして、受入農家の評価は極めて良好で継続希望の声が上がっております。

県の事業は終了したところでございますけれども、町といたしましても、繁忙時の労働力確保のため事業の継続に向けて支援策を検討しているところでございます。

このように、今後とも、皆様のご意見やご要望に耳を傾けるとともに事業成果の検証を行いながら、有効な施策の継続と新たな施策の検討を行いまして、地域農業の振興を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解ご支援をいただきたいと思います。

以上、大綱1の答弁とさせていただきます。

次に、大綱2の観光まちづくり施策についてに関するご質問でございます。平成25年度に

策定をいたしました「佐田岬観光まちづくり計画」に基づきまして、平成26年度からの3年間で、「しあわせ」をテーマに、「佐田岬に暮らしている人、佐田岬を訪れた人の双方がしあわせになるには、どうすればいいか。」を考え、「くらす、しあわせ。おとずれる、しあわせ。」をキャッチコピーといたしまして、佐田岬の自然や生活、文化、産業、人材など地域資源を有効に活用して、実践をしてまいりました。その進捗状況につきましては、この3月の議員全員協議会におきまして報告をさせていただいたところでございます。

その概要といたしましては、1つ目には、ロゴマークを製作し、SNSや雑誌、ポスター、幟などを用いたPR活動の実施。2つ目には、温泉の活用に向けた健康づくり教室や薬草栽培、宿泊棟の整備などのヘルスツーリズム事業。3つ目には、佐田岬灯台周辺の整備や点灯100年記念イベントの実施の他、観光物産センター「きらら館」のリニューアル等既存観光施設の活用。4つ目には、観光交流拠点施設「佐田岬はなはな」の整備。5つ目には、サイクリング、ウォーキングを活用した町内での立ち寄り地点の整備とそのPRを行う周遊動線基盤整備事業。6つ目に、社会体験メニューを組み込んだソーシャルツアーの受け入れを目指した各種の取り組み。これらの事業を進めてまいったわけでございます。

今後も、佐田岬ツーリズム協会の組織の強化を含めて、このテーマのもとに、着実に事業の継続、展開をしていかなければならないと考えております。

また、地域アイデンティティの確立に向けては、広報誌でのPRの他、事業を紹介した冊子の配布、ポスターの掲示等ロゴマークを使用しながら、町民の皆様にお知らせをしてきたわけでございますが、議員、ご指摘のように「しあわせ」というテーマが、十分には地域に浸透をしておらず、盛り上がりにかけているというご意見に関しましては、再考する必要性を感じているところでございます。

町外の方が「伊方」と聞いたときに「しあわせ」のイメージを連想し、伊方町を訪れたり、地域産品を買い求めるきっかけとなるように。また、町民の皆様にも、その目に、耳に、このテーマが届いて、浸透をしていきますよう観光の分野以外におきましても、様々な場面で、「しあわせ」というテーマと関連付けたPRを行ってまいりたいと考えております。

そして、同時に「しあわせ」というテーマをどのように今度は発展・進化させていくのか、地域ブランドイメージを含めて改めて考えてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

以上、大綱2の答弁とさせていただきます。

続きまして、大綱3「スポーツ振興施策について」のご質問でございます。愛媛県では、昭和28年に第8回の大会が四国4県で共同開催されて以来、本県にとりましては64年ぶり、初の単独開催となる、第72回国民体育大会が本年9月30日から開催をされ、当町でも成年女子バレーボール競技が開催をされますこととなっており、全国各地から訪れる皆様をお迎えするために現在準備を進めているところでございます。

国民体育大会に出場を目指します各競技の選手は、練習に励まれ、各種大会におきまして素晴らしい成績を上げられていることを日々の報道等で目にいたしておるところでございます。このように、競技スポーツの魅力は私たちに多くのものを与えてくれます。真剣な姿、努力を前提とした直向きさがあることで、私たちは共感と感動を得ることができます。

また、一方ではスポーツは地域活性化の起爆剤になることも実証されております。このようなことも含め、議員におかれましては、町のスポーツ振興施策の質問をなされたのではと推察をいたします。

それでは、質問の1点目の「スポーツをまちづくりの中でどう位置付けているのか」についてお答えをさせていただきます。町では、平成28年度から伊方町第2次総合計画がスタートしており、この計画に基づきまして各種の事業を展開をしており、基本目標の一つにもなっております。教育・スポーツ・文化では「ふるさと愛いっぱい」の人材が育つまちづくりの施策方針によりまして、スポーツでは心身の健康増進につながる生涯スポーツの普及を図ることといたしております。

このことから、主要事業では生涯スポーツの活動と普及におきまして、軽スポーツの普及・スポーツ活動の活性化・地域リーダー育成・えひめ国体伊方町推進事業・社会体育施設の環境整備の各事業を進めているところでございます。そのほか、スポーツ活動の活性化の一環といたしましては、毎年女子バレーボールクラブチームの岡山シーガルズを講師に招きましてバレーボール教室の開催、子ども相撲伊方場所なども継続実施しいたしているところでございます。

また、新たな取り組みの考えといたしましては、伊方スポーツセンターを活用して、プロスポーツの公式試合の開催に向けて今後、プロチームの事務局及び県の文化スポーツ振興課と協議を進めてまいりたいと考えておりますし、また本年度はプロ野球県人会が主催をいたします野球教室も瀬戸球場で開催をするということといたしております。このようなことがスポーツ振興の一躍に繋がればと期待をしているところでございます。

私といたしましては、このようなことも含めまして、基本的には総合計画に基づきまして、心身の健康増進につながる生涯スポーツの普及に向けた、取り組みをしっかりと進めてまいりたいと考えております。

そのうえで、スポーツ人口が減少をする中ではございますが、スポーツの振興におきましても、町の活性化にも繋がるように各組織のご意見を伺いながら摸索してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、2点目から4点目までの質問につきましては、教育委員会部局の具体的な取り組みでございますので、教育長から答弁をいたしますのでよろしくお願いをいたします。以上で私の答弁とさせていただきます。

○教育長（河野達司） 議長

○議長（山本吉昭） 教育長

○教育長（河野達司） それでは、私の方からもお答えさせていただきます。

大綱3 スポーツ振興施策についての1点目、スポーツをまちづくりの中でどう位置付けているのかにつきましては、町長からご答弁がございましたので、2点目の行政や地元企業等に関与、サポートしていただける強力な組織体制の再編について及び、3点目の役場内への専属部署の設置と専属指導員の配置については関連がございますので併せてご説明いたします。

まず、町のスポーツ振興の組織といたしましては、伊方町体育協会の一組織がございます。

目的といたしましては、社会体育を振興し、町民の健康維持、体力の向上及び生涯を通したスポーツ活動の推進並びにスポーツ精神の高揚を図り、町民総参加の健康で明るい町づくりを目的としておりまして、現在 15 競技部で活動の展開がされております。

また、それぞれの地域にスポーツ少年団の活動が行われており、地域活動や子どもたちの健全育成を目的にソフトボール、バスケット、サッカー、陸上のスポーツを通した活動が行われています。

議員がご提案なされております、強力な組織体制の再編で考えておられるのは、スポーツの底辺となります子どもたちに視点を当て、新たな組織を編成し特化した競技種目を育成・強化することで、町の PR となり、また様々な分野への波及も考えられるのではないかと提言されているものと捉えているところです。

しかしながら、体育協会及びスポーツ少年団の現有体制はそれぞれの目的を達成するための活動となっていることから、体制を変革するためには、各組織との調整も必要となってまいりますので、今後協議をさせていただきたいと考えております。

また、一方、学校におけるスポーツ等に関する教育活動に係る技術的な指導に従事する部活動指導員につきましては、法律の改正によりまして、部活動に関する専門スタッフについて明確に制度化され、地域のスポーツ指導者などが、指導や引率を職務として行えることとなったことから、町といたしましても学校と連携し必要に応じて、規則の整備等も行わなくてはならないと思っております。

いずれにいたしましても、現有体制の再編、新たな組織の編成を行う際には、専属部署・指導員の配置も併せて考える必要が出てくるものと思っております。

次に、4 点目のスポーツ振興基金の創設についてでございますが、国等が創設しておりますスポーツ振興基金は、スポーツのいっそうの振興を図るため、ハイレベルのスポーツ選手を育成・強化する基金であり、選手や指導者がスポーツ活動に打ち込めるように、またスポーツの裾野を広げる諸活動に対し助成すものとなっております。

町では、スポーツ振興基金は創設していないものの、スポーツの振興に対しましては、心身の健康増進につながる生涯スポーツの普及に向けた、取り組みを実施していることから体育協会への補助、スポーツ少年団活動、県スポレク祭参加補助、スポーツ大会参加補助、それぞれの活動に対し助成を行っているところでもあります。

議員ご提案の基金の創設につきましては、町の考えと致しまして、要望に応じまして補助金等で活動に対し助成を行ってまいりたいと考えているところでございますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます、私からの答弁とさせていただきます。

以上で、高月議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対します再質問を許します。なお、再質問の回数は、会議規則第 55 条を引用し、1 つの大綱につき 2 回以内と定めます。高月芳人議員、大綱 1 の再質問はありませんか。

○議員（高月芳人） 議長

○議長（山本吉昭） 高月芳人議員

○議員（高月芳人） 再質問というより、要望になろうかと思いますが、仰せのとおり新規

就農者の支援策として、国の青年就農給付金の・・・と町単事業の新規就農者支援事業により、かなりの成果があったと思います。ただ、答弁にもありましたように I ターン者に対する支援策を講じてもなかなか伊方町を選択してもらえない現実があるようですが、先般ある新聞記事の中に若者が農村を目指す動き、地方移住志向が大きなメリットとなっている記事を目にいたしました。いわゆる農村回帰、地方改革延長ではないかと思えます。その流れをしっかりと受け止め、これを大きなチャンスと捉えて、うまく活かさせていただきたいと思えます。そして、農業振興に特化した地域おこし協力隊の採用の中で誰もが安心して、移住、定住、就農できる受け皿づくりを急いで構築する必要があると思っているところがございます。また、農地の流動化対策、鳥獣害対策、農作業支援対策等々いずれも本町農業の存亡に係わる大問題ばかりです。先ほども申しましたけども、即効薬はないと思えますが、基幹産業の振興、再生なくして地方創生はあり得ないという事実を皆さんが理解し、共有する必要があると強く思っているところで、平素から大変、ご努力をいただいておりますが、基幹産業の振興のため一層のご尽力を賜りたいと存じます。以上でございます。

○議長（山本吉昭） 答弁いりますか。

○議員（高月芳人） 結構でございます。一言意気込みをお願いします。

○議長（山本吉昭） 只今の高月芳人議員の再質問に対する理事者側の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 大変重要な問題についてのご指摘があったというふうに思っております。伊方の将来を見た時に企業誘致を新たに行うということは極めて困難なことだろうというふうに思えます。一次的には、農業、水産業をはじめ一次産業の振興を図っていくということが、非常に重要な過程であると思えますし、それに加えての観光産業の取り組みということも併せてやってはじめて厳しい中ではありますけれども、まちづくりの活性化が図れるということではなかろうかというふうに思えます。その意味におきましても、農業、一次産業の発展について、様々なご指摘のような課題はありますが、共に議員の皆様と共にまた関係団体の農業者の皆様と共に進んでまいりたいと思えますので、今後とものご指導・ご指摘をお願いいたします。以上でございます。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再々質問を許します。再々質問はありませんか。

○議員（高月芳人） 結構でございます。

○議長（山本吉昭） 以上で、高月芳人議員の大綱 1 を閉じます。高月芳人議員、大綱 2 の再質問はありませんか。

○議員（高月芳人） 議長

○議長（山本吉昭） 高月芳人議員

○議員（高月芳人） 大綱 2 につきまして、私としましては、この観光まちづくりの分野については、町民の方々が主体となって、活躍いただくべきものだと思っておりますし、また終わりがなく常に考えていかなければならない分野であると認識しております。今後、しあわせというテーマで継続して事業を進めていくのであれば、町民の方々を交えて協議する場を設け、事業の評価・検証・見直し、そしてまた貴重な意見やアイデアをタイムリーにい

ただいていくことも必要な取り組みの1つではないかと考えます。このような機会を重ねていくことが、取り組みを地域に浸透させていくことにも繋がっていくのではないのでしょうか。今後、しっかり成果が上がるような形で事業を進めていただくことをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（山本吉昭） 只今の高月芳人議員の再質問に対する理事者側の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○町長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） こういった理念的なものは中々町民の中には浸透しにくいというのも、分かりづらいということも一方ではあるかと思えます。実は、先週でしたか、国の新規職員が3名、伊方町に来庁して、一週間程研修をされて帰ったわけでございますけれども、3人口々に言っていたのが、伊方は本当に景色にしても人にしても素晴らしいところだところにいる人は、幸せだなというふうに言って帰ったわけでございます。住んで居る者に分からない部分が、町外からの視点では、幸せを感じるという部分もあるのではなからうかというふうにその時思ったわけでございます。このことをテーマに、あるいはそれをもっと進化させた形で、町民の皆さん方ともよく協議をしながら、伊方町としてのテーマを今後とも追及してまいりたいと思えますので、よろしくお願いをします。以上でございます。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再々質問を許します。再々質問ありませんか。

○議員（高月芳人） 結構でございます。ありがとうございます。

○議長（山本吉昭） 以上で、高月芳人議員の大綱2を閉じます。

高月芳人議員、大綱3の再質問はありませんか。

○議員（高月芳人） 議長

○議長（山本吉昭） 高月芳人議員

○議員（高月芳人） 大綱3のスポーツ振興施策につきまして、スポーツを行う上での地域の状況を見渡してみますと、やはりここにも人口減少、少子高齢化の影響がみられ、スポーツ少年団や中学校の部活動については、各学校、生徒の減少に伴って種目を少なくせざるを得なく子供たちが好きなスポーツを選べないという状況にあります。また、社会人が行っているスポーツにおいても競技によっては人数が揃わずチーム存続が危うい、または存続できないという状況も多く見受けられ、従来の組織体制では賄えない部分も出てきているのが現状だと考えます。このことから、本庁におけるスポーツ環境を改善していくためには、各学校間又は、各地域間の連携強化を図りながら、具体的な課題解決に取り組んでいける体制づくりが必要になってきたのではないかと考えます。併せて、専属部署、指導体制を整えることができれば、体の健康増進はもとより、明るくて元気、活力ある町づくり、町長がよく言われる、町民の融和に寄与するなど、数多くの相乗効果、付加価値を生んでくれるのではないかと思います。そして、何よりも意欲と向上心をもって、スポーツに取り組んでもらえる環境づくりができるのではないのでしょうか。関係者の意見も聞きながら、是非前向きに検討いただきたいと思います。終わります。

○議長（山本吉昭） 只今の高月芳人議員の再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長



○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） スポーツの振興策についてでございますけれども、先ほどの答弁で申しましたように、スポーツには二つのアプローチがあるかと思えます。一つは、健康増進のための障害スポーツといった面での取り組み、町ではこれを主として、現在行っておるといふふうに理解をいたしております。もう一方で競技力向上のためのスポーツの取り組みということで、高月議員は、・・においてのご意見であろうというふうに思えます。昨日ですけれども、川之石高校のソフトテニス部が今度インターハイに出場するというところで、選手の皆さんと校長先生、監督さんが表敬訪問をしていただきました。それでお話をお伺いしていると、東予や中予からも競技力向上に伴って、川之石高校に入学をしておるといふようなこともお伺いして、スポーツのもつ一面も感じたわけでございます。このことについては、町独自の取り組みというのは、ある程度限界もあろうかと思えますけれども、例えば八幡浜市と相談をしながら、協力をし合って、競技力の向上に努めていくということも考えられるのではないかなというふうに思いますので、町内の各種団体やそれぞれの携わる方々の意見も聞きながら、どういった取り組みができるのかを今後検討してまいりたいと思えます。以上でございます。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再々質問を許します。再々質問ありませんか。

○議員（高月芳人） 結構でございます。

○議長（山本吉昭） 以上で、高月芳人議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開は、午後 1 時からといたします。

休憩 1 1 時 4 2 分

---

再開 1 3 時 0 0 分

## 報告第 2 号

○議長（山本吉昭） 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

日程第 5 「平成 28 年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書について」報告第 2 号を議題といたします。報告内容の説明を求めます。

○副町長（濱松爲俊） 議長

○議長（山本吉昭） 副町長

○副町長（濱松爲俊） 報告第 2 号 平成 28 年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。先の第 48 回定例会でご承認いただいております。平成 28 年度伊方町一般会計繰越明許費について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、5 月 31 日付で繰越計算書を調製いたしましたので、同条同項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、個人番号カード等交付金、他 21 事業で翌年度繰越額は総額で 6 億 6,952 万 1,431 円でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本吉昭） 報告事項であります。質疑があれば承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号「平成28年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を閉じます。

### 報告第3号

○議長（山本吉昭） 日程第6「平成28年度伊方町一般会計事故繰越し繰越計算書について」報告第3号を議題といたします。報告内容の説明を求めます。

○副議長（濱松爲俊） 議長

○議長（山本吉昭） 副町長

○副町長（濱松爲俊） 報告第3号 平成28年度伊方町一般会計事故繰越し繰越計算書についてご説明いたします。地方自治法第220条第3項の規定により、平成29年度に繰越しをしました平成27年度伊方町一般会計事故繰越しについて、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、5月31日付で繰越計算書を調製いたしましたので、同条同項の規定により報告するものでございます。

原子力災害等防護施設建設管理委託及び原子力災害対策防護施設整備工事につきましては、平成27年度から繰越明許費として、平成28年度に繰越しをし、年度内完成を目指しておりましたが、説明欄記載のとおり、年度内完成が困難となりましたので、事故繰越しとして、平成29年度へ再度繰越すものであります。翌年度繰越額は、総額5億877万2千円でございます。支出負担行為額は、4億4,863万2千円は契約額であり、支出済額1億4,122万8千円を差し引いた3億740万4千円と支出負担行為予定額2億136万8千円の合計となっております。よろしくお願いたします。

○議長（山本吉昭） 報告事項ですが、質疑があれば承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第3号「平成28年度伊方町一般会計事故繰越し繰越計算書について」を閉じます。

### 議案第55号

○議長（山本吉昭） 日程第7「伊方町学校給食センター条例の一部を改正する条例制定について」議案第55号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○教育委員会事務局長（大野金能） 議長

○議長（山本吉昭） 教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長（大野金能） 議案第55号 伊方町学校給食センター条例の一部を改正する条例制定について提案理由をご説明申し上げます。本案件につきましては、学校給食センターの統合に伴い、現施設を廃止する必要が生じたため、本条例の改正を行うものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表により説明させていただきますので、ご覧ください。第2条中別表を次に改め、別表を削り同条に名称といたしまして、伊方町学校給食センターを位置として伊方町亀浦9番地3を加えることとしております。

なお、本条例は、平成29年9月1日から施行するものでございます。

以上、伊方町学校給食センター条例の一部を改正する条例制定についての説明とさせていただきます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより議案第 55 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第 55 号「伊方町学校給食センター条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

### 議案第 56 号

○議長（山本吉昭） 日程第 8「平成 29 年度伊方町一般会計補正予算（第 1 号）」議案第 56 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 議案第 56 号 平成 29 年度伊方町一般会計補正予算（第 1 号）の説明を申し上げます。歳入歳出それぞれ 3 億 1,378 万円を追加し、総額を 83 億 4,004 万 1 千円とするものであります。

歳出の主なものといたしまして、2 款総務費については、財政調整基金積立金 4,900 万円、瀬戸支所・三崎支所の身のまわり修繕費 400 万円を計上いたしております。6 款農林水産業費については、産業振興促進対策事業 1,815 万円、次世代につなぐ果樹産地づくり事業 1,657 万円、果樹経営支援対策事業 1,217 万 7 千円、中山間直接支払交付金 7,364 万 4 千円を計上いたしております。8 款土木費については、道路等維持補修 1,957 万円を計上いたしております。9 款消防費については、消防ポンプ格納庫新築等事業 3,679 万 3 千円を計上いたしております。10 款教育費については、三崎公民館解体工事 4,361 万 2 千円を計上いたしております。以上、歳出についての主なものの説明といたしますが、これに対します。歳入の主なものは、9 款地方交付税については普通地方交付税 1 億 3,056 万 6 千円を計上いたしております。14 款県支出金 2 項県補助金については、中山間直接支払交付補助金 5,523 万 2 千円、消防施設整備共生交付金 2,243 万 1 千円を計上いたしております。18 款繰越金については、前年度繰越金 8,182 万 4 千円を計上いたしております。以上、平成 29 年度伊方町一般会計補正予算（第 1 号）の主な説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましてご質問等がございましたら、担当課長より説明をさせますので、ご審議のうえご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） お諮りいたします。審議の方法は、歳入歳出とも項を追っていきたいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、歳出から項を追って審議を進めてまいります。予算書の 8 頁をお開きください。

1 款 議会費

1 項 議会費（8 頁） 質疑ありませんか。

○議員（菊池孝平） 議長

- 議長（山本吉昭） 菊池孝平議員
- 議員（菊池孝平） 職員手当の内、住居手当についての全般に聞きたいんですが、構いませんか。
- 議長（山本吉昭） どうぞ
- 議員（菊池孝平） この住居手当なんですが、
- 議長（山本吉昭） 次の総務管理費。
- 議員（菊池孝平） 総務でもどこでも。最初でたけん聞きよる。
- 議長（山本吉昭） どうぞ、はいいいですよ。
- 議員（菊池孝平） 住居手当の今回補正組んでおりますが、250 万あまり組んでおりますが、その理由はどういう理由ですか。
- 議長（山本吉昭） 暫時休憩します。

休憩 13時12分

---

再開 13時14分

- 議長（山本吉昭） 再開します。総務課長
- 総務課長（鶴久森伸吾） 失礼します。総務課から住居手当についてご説明いたします。この度まだ質問でておりませんけれども、当初予算を3月に組ませていただいた後、人事異動等、退職者等ございまして、今回6月補正で新たに調整をさせていただくということで、計上させていただいております。今回の議会の19万円につきましては、職員の異動によりまして、計上させていただいております。以上でございます。
- 議長（山本吉昭） よろしいですか。菊池孝平議員
- 議員（菊池孝平） 今の答弁では、当初では分からずに今回見直ししたいということに受け取って構いませんか。そしたら、・・・で町営住宅分に掛かる金額はどれぐらいあって、それから町営住宅、低所得者用に居住していただくために造っておると思うんですが、基準より所得が多くなって、入居されている方もおられると思うのですが、その金額はどれぐらいになりますか。
- 議長（山本吉昭） 菊池議員、その件につきましては今現在議会費の中で審議してますので、その件につきましては、議会費の中での質問をお願いいたします。最後にありましたら、最後をお願いします。住居手当につきましては、他にもその他関連がありますので、後ほど質問をお願いいたします。その他、質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）

## 2 款 総務費

- 1 項 総務管理費（8 頁～9 頁） 質疑ありませんか。
- 2 項 徴税費（9 頁） 質疑ありませんか。
- 3 項 戸籍住民基本台帳費（10 頁） 質疑ありませんか。
- 5 項 統計調査費（10 頁） 質疑ありませんか。

## 3 款 民生費

1 項 社会福祉費 (10 頁～11 頁) 質疑ありませんか。

2 項 児童福祉費 (11 頁) 質疑ありませんか。

3 項 老人福祉費 (11 頁～12 頁) 質疑ありませんか。

#### 4 款 衛生費

1 項 保健衛生費 (12 頁) 質疑ありませんか。

#### 6 款 農林水産業費

1 項 農業費 (13 頁～14 頁) 質疑ありませんか。

3 項 水産業費 (14 頁) 質疑ありませんか。

#### 7 款 商工費

1 項 商工費 (14 頁～15 頁) 質疑ありませんか。

○議員 (阿部吉馬) 議長

○議長 (山本吉昭) 阿部議員

○議員 (阿部吉馬) 商工費の 15 頁の節で、灯台 100 周年祭委託料とか色々組んでる訳ですが、これはこれで別に異議がある訳じゃないんですが、灯台のイベントに関して、また今後一過性で終わるのではなくて、当然将来的にも観光の目玉にしようとなさってるんだろうと思うんですが、そうした場合に、以前ちょっとお聞きしてた、関連になるんですが、議長構いませんか。

○議長 (山本吉昭) どうぞ

○議員 (阿部吉馬) 失礼します。そういった中で今後も開発をしていこうと、観光にやってるんだろうと思います。そういった中で先般、灯台でクルージングによるイベントの開催時に立ち合わせていただいたんですけど、その際に天候が慌れて云々とか、非常に着けるところがない。岸壁がない。それと同時にですね、今現在どのような情報収集をしてるのか分かりませんが、県が 29 年度末を目途として道路開発をしています。それも灯台に向けてです。その分で、駐車場に行って引き返す、いわゆる灯台までが非常に長い言うご指摘をいただくことが多々ございます。そういった意味でクルージングは、非常に陸上以上の景観が楽しめる一つの目玉だと私は思います。そうしたならば、以前お願いといたしますか、質疑、意見を述べさせていただいたんですが、いわゆる「はなはな」のフェリー着場の横の港湾に常時潮の満ち引き干満差関係なく乗り降りできるような栈橋設置。これは聞くところによりますと、私どもが云々というよりか、結構早くできるんじゃないかというようなご意見も県関係者の方からも伺いしておりますが、そこを拠点にですね、灯台のクルージングを目指していくというお考え、そういう考えが前には、前向いて検討しますとかいうようなことなかったかなと思うんですが、もしそれでしたら、ここも補正の分です、既に月日が経ってるんで入れるべきじゃないのかなという考えがある。まだ、考えが煮詰まっていないのかどうか。そのために補正を組まなかったのか、今後する気がないのか。そこら辺含めてお聞きします。

○議長 (山本吉昭) 産業課長

○産業課長 (兵頭達也) 只今の質問でございますけれども、栈橋の設置について、以前からご意見があったということでございます。今回、「はなはな」のオープニングイベント等の観光につきまして、駐車場はスペースとして、向こうに運ぶ交通手段の有効なものとして、

そういうふうな意見があるわけですが、このイベント等によりまして、灯台への客数が非常に増えておるのは事実でございます。そういう面からもこれを検討しないといけないということでございますけれども、現在のところ細かい協議そのところに入ってない状況であることは事実でございます。今後のことにつきましては、今いただいたご意見も参考にさせていただきますまして、協議をしないといけないと思っております。

○議員（阿部吉馬） 議長

○議長（山本吉昭） 阿部議員

○議員（阿部吉馬） 考え方としては、前向きにいきます。という答弁ある意味ありがたい。だけど、規模にしたらリピーター来ないんですよ。やる時に一気に攻めないと結局これも何ヶ月も100周年事業のイベントを組むっていうのは既に分かっている訳なんですよ。だとしたら、陸上の件、海のルート、当然これを考えて計画の上に乗せて、灯台でイベント時に貸し出した、クルージングも必要だということであれ出したんじゃないんですか。だとしたら、それが常時置かれるとなれば高齢者の方で、操船技術のある方ならば許可をとって、当然クルージングの申し込みするでしょ。していただいたら雇用が生まれるし、今皆さんも行かれた方は分かると思うんですが、非常に景観としては、また、来島関係の海峡の方では、そういう漁業者のグループが、いわゆる観光をしてるということも10年も前にやっています。うちらは、やろうと思っても言うても全然こう検討課題にも載せてない、ただ一極を見てイベントだけ、こういうイベントで終わる。一貫性がないんですよ。観光というのは、長い目でじゃどうするかを考えないと無駄ができるんですよ。その無駄のないようにするために、やはり先般も申しましたが、今やってる応募があった時に何を・・・漁船の方をお願いして、クルージング許可もった方をお願いして、潮の満ち引きで乗り場所が変わるんですよ。それ前に私伝えとると思うんですよ。協議会だったか、何かでね。果たして、そういうクルージングのスタイルがいいのかどうか。場所がころころ変わって、「はなはな」にお客がきました。乗船場所は、今日はこっちです。この時間帯はこっちです。そういった観光ってありなんですかね。私そういうのは、あまり褒められた政策ではありません。今現在、検討はしてないということなんで、是非ですね、この伊方町の地域ブランド、高月議員さんが言われた地域ブランド、その中に海というものもあると思うんですよ、海、山、景観当然あるんです。だとしたらならば、そこらを早急にですね、検討しないと議員から言われた、誰から言われたから動くんじゃないかでもっともっと職員含めて、積極的に行政が動かないと田舎の人は、都会の人に比べてはるかに遠慮深いですよ。こう言ったら笑われるんじゃないかとか、だから言わない。我慢する。それじゃ前には進まんですよ。あなた方が一步も二歩も情報収集が一番最初に窓口なんですよ、あなた方が。だとしたらならば、早急な検討を願いたいと思いますが、町長いかがですか。

○議長（山本吉昭） 暫時休憩します。

休憩 13時28分

---

再開 13時29分

○産業課長（兵頭達也）　そういうふうな協議のテーブルに上がっていたこともあったというふうには聞いております。先ほど、午前中の町長の答弁の中にもありましたように現在、「はなはな」周辺の整備につきまして、今後の在り方につきまして、多くの皆さんからの意見を聞いておる状況でございます。その中でそういうご意見も出てくるものと思いますし、観光客の方にも同じように意見を解くということで利用者の面からこういうものが欲しいというようなご意見がくると思っております。そこらを全てテーブルに上げてましてですね、早急に協議をさせていただいて、実施の方向に持っていけるように進めたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭）　町長

○町長（高門清彦）　今ほど、課長から答弁がありましたとおりである訳でございますけれども、確か間違っていたらごめんなさい。正野からは、クルージング船が今回でるようにはなっていたというふうには、記憶をしておりますが、「はなはな」近辺からもそういうご要望があって、そのための浮棧橋の設置等々の話なんだろうというふうには思いますが、費用対効果も含めて、実はこの間、愛南町行った時に鹿島のところに行きまして、観光船の現状を見て来たわけでございますけれども、やはりやる以上は、地元の体制それからこちら側の体制、そしていなんクリアしなければならないハードル等々もあろうかと思っておりますけれども、そういったところも総合的に勘案して、「はなはな」の活用を含めてトータルとしての在り方というものをこれも早急に検討をしてまいりたいというふうに思います。以上です。

○議長（山本吉昭）　阿部議員

○議員（阿部吉馬）　最後なんで、簡潔にお答えいただきたいと思っております。町長勘違いしとるかも分かりませんが、イベント時の正野出発これは干満差が調整とれないです。他の漁港であれば、ですから、時間に合わせていつでも乗れるあの地区を選んだ私はそのようにしております。そして、現実にはじゃあそこからクルージング走らすっていうことを拠点に漁船が往来しますので、ちょっと無理があるのかなと思っております。従来「はなはな」のイベント常時、今「はなはな」のところで扱ってます。三崎の「はなはな」の海岸を拠点として今やっています。情報を把握して欲しいなと思っております。そういった中で、干満差によって乗れない。潮が引き過ぎると危なくて乗れない。一隻の方がやっていただいておりますが、非常に応募はあります。しかし、乗れない。それが現実です。これは既に出てるんです。データとしては、それを今更また検討とかいう時期では私自身はないと思っておりますが、そういう課長からの・・・でございますし、町長が言われましたようにあそこ一体をもう少し意見徴収して、検討するということなんで、今しばらく待ちたいとは思っております。是非ですね、俊敏な動きで検討していただきたい。答えを出していただきたい。やらないのであればやらない。やるのであれば徹底的にやるということで、一つ動いていただきたいと思っております。終わります。答弁ありません。

○議長（山本吉昭）　他ございませんか。

○議員（中村明和）　議長

○議長（山本吉昭）　中村明和議員

○議員（中村明和） これは商工会のどこやから、質問したんです。これに関連して、3月の一般質問に取り上げたのと重複してるんですけど、あれから私が一般質問してからの後の課長、今の答弁聞きよったら、全然一般質問。観光振興に関しては、まるっきり前に進みよらんように捉えられるんですけど、私の場合は、町の観光船でいうような趣旨を言うたと思います。と、言いますのは、今治市の宮窪ですかね。そこで、潮流体験、観光船があるんです。それを村上水軍の史跡址の前におそらく宮窪漁協が指定管理受け取るか分かりません。ちょうどいい見本やと思うんですよ。物産展ほど大きくないけど、海の食材を食べらすと。ちょうど「はなはな」に私イメージでいいですよと「はなはな」もあのような感じでいけば「はなはな」の観光施設も合うし、クルージングというか、灯台の観光にも結び付く「はなはな」も生きてくる。と申しますのも伊方町で一番アピールできる観光は、灯台やと思って、一般質問この間上げたんですよ。是非、課長ですね、時間あれば町長に予算とっていただいて宮窪のあれを一回見て来ててください。以上です。もう答弁ありません。

○議長（山本吉昭） 他ないですか。（「なし」の発言あり）

#### 8款 土木費

- 1項 土木管理費（15頁） 質疑ありませんか。
- 2項 道路橋梁費（15頁～16頁） 質疑ありませんか。
- 6項 公共下水道費（16頁） 質疑ありませんか。

#### 9款 消防費

- 1項 消防費（16頁～17頁） 質疑ありませんか。

#### 10款 教育費

- 1項 教育総務費（17頁） 質疑ありませんか。
- 2項 小学校費（18頁） 質疑ありませんか。
- 3項 中学校費（18頁） 質疑ありませんか。
- 4項 社会教育費（18頁～19頁） 質疑ありませんか。
- 5項 保健体育費（20頁） 質疑ありませんか。

次いで、歳入に入ります。6頁をお開きください。

#### 9款 地方交付税

- 1項 地方交付税（6頁） 質疑ありませんか。

#### 12款 使用料及び手数料

- 1項 使用料（6頁） 質疑ありませんか。

#### 13款 国庫支出金

- 2項 国庫補助金（6頁） 質疑ありませんか。

#### 14款 県支出金

- 2項 県補助金（6頁） 質疑ありませんか。
- 3項 委託金（7頁） 質疑ありませんか。

#### 17款 繰越金

- 2項 基金繰越金（7頁） 質疑ありませんか。

#### 18款 繰越金



1 項 繰越金 (7 頁) 質疑ありませんか。

19 款 諸収入

7 項 雑入 (7 頁) 質疑ありませんか。

歳入歳出全般につきまして、質疑はありますか。

○議員 (菊池孝平) 議長

○議長 (山本吉昭) 菊池孝平議員

○議員 (菊池孝平) 先ほど、質問しました。住居手当について、この金額増えているのは、当初計画立てる時に分からずに 6 月になって、組み直した。それは、分かりました。この町営住宅というのは、低所得者に住居を提供するために造っており、所得が上がってくると早く出ていってくれというような文章で案内状を送っているようですが、出ていかなければそのまま入居してても構わないように聞いておりますが、職員の方は住居手当大体半分ぐらい、4 割 5 分ぐらい出ると思うんですけど、一般の方子育て世帯で一生懸命夫婦共働きで働きましたら、所得が上がってくる。役場からは早く出ていってくれと、大体高額所得になると近隣の住宅といたしますか、賃貸住宅の倍がけの請求がくると。私が役場の職員さんは手当が出るけんかんまんけど、私等これ悲鳴を上げて・・・文章に八幡浜の方に出ていこうかと言われたりするんですけど、町長、子育て世代への支援の拡充を町長もおっしゃっておりますが、そういう方への職員まではいかんでも、近い金額をそういう方に補助するような考えはございませんか。

○議長 (山本吉昭) 町長

○町長 (高門清彦) 今的確な答えができるかどうか分かりませんが、質問の趣旨は一般世帯が町営住宅に入った時に住居費が大変なのでそれに対する補助を考えてないかという趣旨でよろしいでしょうか。

○議員 (菊池孝平) 子育て世帯への補助です。

○町長 (高門清彦) 今ここで、やります。やりませんということは、言うだけの資料を持ち合わせておりませんが、一般的に町営住宅に入ってる方の方にそういったことをすることがいいのかどうかということも含めて、子育て支援世帯に対する住居といたしますか、生活の支援というものと町営住宅に入っていようが、入ってまいが、どういったものが考えられるのか。それともそれはちょっとあまりにも高くなり過ぎることになるかということも含めて、一度内部で検討させていただいたらというふうに思っております。

○議長 (山本吉昭) 菊池議員

○議員 (菊池孝平) 急に質問したんで、即答はしにくいだらうと思います。即答はできないと思います。言えることは、その方々が役場の職員の方はいいわいな。住居手当をもらって、私等は会社からわずかなものは出るかは分からないんですが、ちょっと聞いてはおりませんが、子ども育てるために一生懸命働いて、所得が子供のためにお金を稼がないけんから、一生懸命働いてもほとんど、言えば 9 万も 10 万も住宅費に払わないといけない。職員さんはその半分ぐらいで、いいんやけどということを聞きます。子育て世帯の支援ということで、検討をさせていただいたらその方々も町外へ出ようかということも思い止まってもらうであろうし、是非そういうことを考えていただきたいなと思います。よろしく申し上げます。

○議長（山本吉昭） 小泉議員

○議員（小泉和也） 今後のやり方なんですけど、先ほど阿部議員さんや中村議員さんが質問した中でですね、産業課が大変なのはよく分かるんですが、観光に力を入れるのであればですよ、やっぱり町長が方針をまず決めてですね、職員を指導するなり、産業課の人員が足りないのであれば増やすなりしてですね、前向きに進めていただきたいんですけど。町長どうですか。

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） おっしゃられる意味も十分理解できる訳でございますので、大方針のもとで職員がそのもとで邁進できるようにスピード感を持った対応を心がけてまいりたいというふうに思います。

○議長（山本吉昭） 他ございませんか。（「なし」の発言あり）以上で、質疑を終結し、討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第56号を採決をいたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第56号「平成29年度伊方町一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

#### 散会宣告

○議長（山本吉昭） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これにて、散会するものでありますが、今期定例会の会期中日程を念のためお伝えしておきます。17日から19日までは、休会。20日は、午前10時から本会議を再開いたします。

以上、お伝えし本日の会議はこれもちまして、散会をいたします。

お疲れ様でした。

（散会 13時46分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員